

令和7年4月1日から 「妊婦のための支援給付」に制度が変わります!

- ・令和7年3月31日までに出産された方
⇒2回目給付は赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします。
- ・令和7年4月1日以降に出産された方
⇒2回目給付は出産予定月頃に申請書を郵送します。

たからっ子給付金

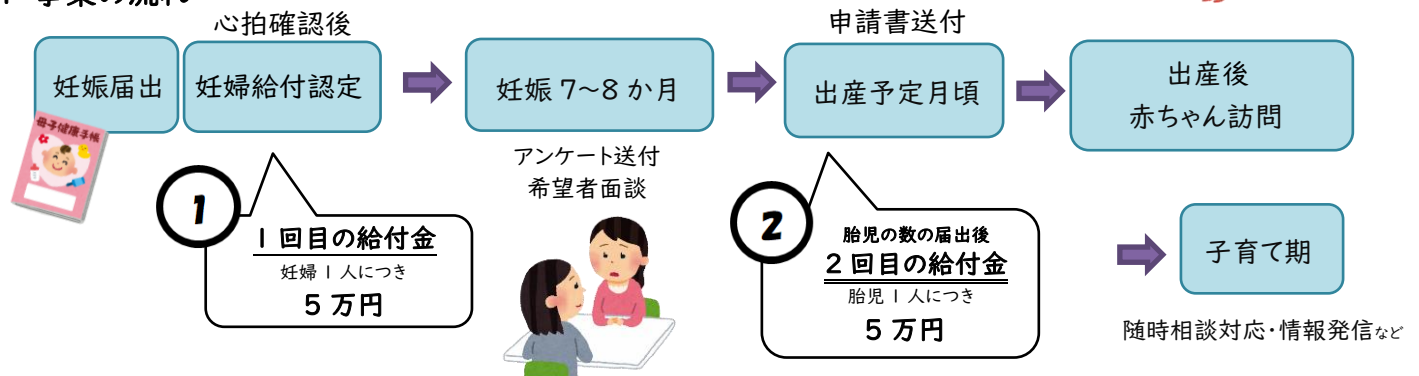
(妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)

(妊婦1人につき5万円、胎児の人数×5万円)

妊婦ひとりにつき5万円、胎児の人数×5万円を支給する「たからっ子給付金事業」により、妊娠・出産・子育てを支援します。妊婦の方に対して「妊婦給付認定」を行い、給付金を支給します。

妊娠届出時と出産予定月頃の2回にわけて申請書をお渡しします。

1 事業の流れ



2 対象者

たからっ子給付金 (妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)	区分	対象者	申請書
	1回目 (妊婦1人につき5万円)	妊婦給付認定を受けた方	妊娠届出時に申請書をお渡しします ※胎児心拍が確認できていない方は申請できません。
	2回目 (妊娠している胎児の人数×5万円)		出産予定月頃に申請書を郵送します

- ・妊娠届出(母子健康手帳の交付)は、健康推進課(健康センター)と子ども総合相談課(たからっ子総合相談センターあのね内)の2か所で実施します。
- ・来所が難しい場合、郵送で妊娠届出、妊婦健康診査費助成券の申請を受付します。また、妊娠届出のみ国のぴったりサービスから申請が可能です。詳しくは健康センターにお問合せ下さい。

3 7~8か月妊婦アンケート

妊娠7~8か月頃に産前・産後に利用していただけるサービスの紹介リーフレットとともに、妊娠中の体調や心配事をお聞きするアンケートを行います。希望者は面談や電話での相談も可能です。

Q1 給付金の申請には、妊婦給付認定が必要ですか？

A1 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業としての実施であり、給付金の支給を受けるには妊婦給付認定が必要です。

Q2 妊娠中に市外から転入した場合や出産後に転入した場合でも給付金の申請はできますか？

A2 申請日（申請書が市に届いた日）時点で宝塚市に住民登録があり、宝塚市で妊婦給付認定を受けていれば可能です。転入前の自治体で妊婦給付認定を受けていても、宝塚市からの妊婦給付認定が必要ですので、健康センターまでお問い合わせください。

また、転入前の自治体で給付申請済みの場合は宝塚市では申請できません。必要時、申請・給付状況を転入前の自治体に確認させていただきます。

Q3 流産・死産した場合は対象になりますか。

A3 令和7年4月1日以降に流産（胎児心拍確認後）や死産をされた場合は、1回目給付・2回目給付とも給付対象になります。申請書類を郵送しますので、ご連絡ください。ただし、異所性妊娠は対象外になります。

Q4 申請後、どれくらいの期間で給付されますか。

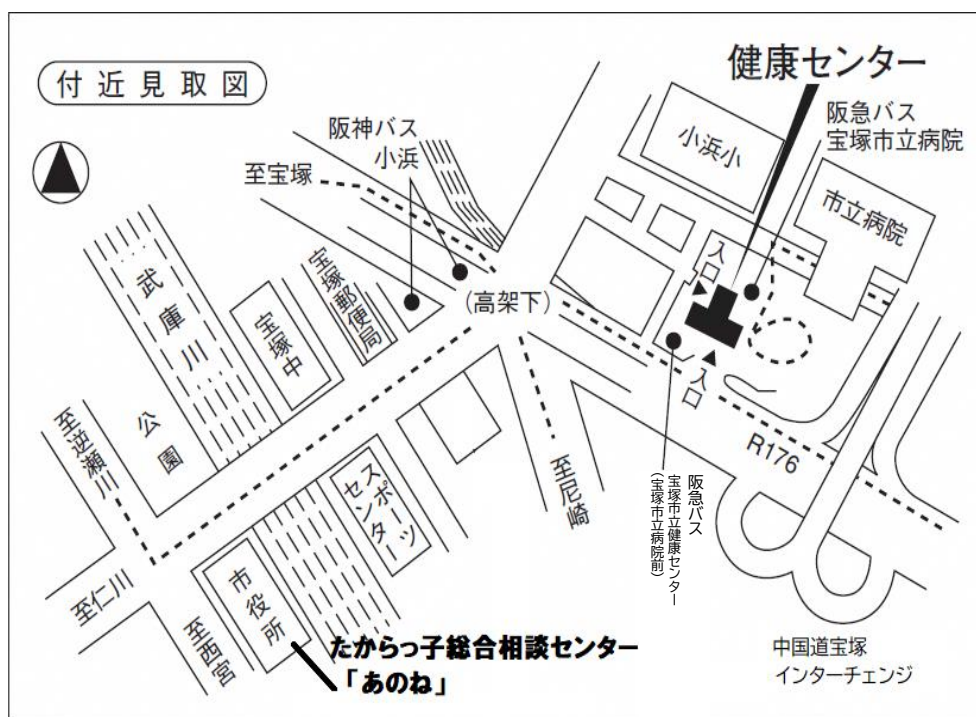
A4 申請書の記載内容の不備等がなければ、宝塚市妊婦給付認定通知書兼たからっ子給付金（妊婦支援給付金）支払通知書を送付し、申請を受理してからおおむね4～8週間以内に申請書に記載された口座に振り込まれます。

【健康センターへのアクセス】

・宝塚市立健康センターの所在地は「宝塚市小浜4丁目4番1号」です。

・健康センターには駐車場はございませんのでご了承ください。

・最寄りのバス停留所 阪神バス：「小浜」 阪急バス：「宝塚市立健康センター」



《問い合わせ先》 宝塚市健康推進課 たからっ子給付金事業担当
住所：宝塚市小浜4丁目4番1号 宝塚市立健康センター
TEL：0797-86-0056 FAX：0797-83-2421

詳細はホームページを
ご覧ください。

たからっ子給付金

